

－ 当院が定める迷惑行為について－

当院では、多くの患者さんが入院・通院されており、すべての方が安心して療養に専念できる環境づくりに努めています。法令（労働施策総合推進法等）の趣旨に則り、病院の利用者である患者さんやご家族等におかれましても、職員に対する言動に必要な注意を払い、医療の妨げとなる行為を行わないよう努めることが求められています。

このため、当院では以下の迷惑行為を固く禁止いたします。これらの行為が確認され、改善が図られない場合や悪質と判断された場合には、診療のお断り（受診拒否）や強制退院、警察への通報等のしかるべき対応をとる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

－ 禁止事項一覧－

1. 職員又は他の患者等への暴言・大声・暴力を伴う威嚇的な言動
2. 職員又は他の患者等へのわいせつ行為・セクシュアルハラスメント
3. 長時間にわたる執拗な要求や同じ内容の発言を繰り返す行為
4. 職員又は他の患者等に対する強要・脅迫行為
5. 許可なく撮影・録音を行う行為（携帯電話・スマートフォン等を含む）
6. 撮影・録音した内容をインターネット上に公開する行為
7. 職員への業務と無関係な声掛けやつきまとい行為
8. 診療行為全般において正当な理由なく職員の指示に従わない行為
9. 院内の建物・設備・機器などを汚損・破損する行為
10. 危険物の持込み
11. 敷地内における喫煙・飲酒
12. 許可なく長時間にわたり院内に滞在する行為
13. 勧誘行為や無断での院内及び敷地内での掲示行為

令和8年10月1日

病院長